

■【トピックス】

来年はどうなるのか！



アベノミクスも1年が経ち当初の目論見と違い景気が減速する中、経済的な格差が確実に広がっています。生活保護受給者が215万人、支給世帯が159万世帯と過去最大となっています(8月現在)。その一方で高額品が売れています。

格差が広がる中、中流世帯が下方へシフトしていることがわかります。これでは金融緩和を続けてもデフレからインフレへの転換は難しいでしょう。来年こそは抜本的な経済改革が求められますね。

■【ビジネス・アイ】

証券税制改正！

- 社長 「株の売却益にかかる税金が来年から20%になるって聞いたんで、10%の今年中に一旦売却して買い戻すことにしたよ」
- 花野 「クロス取引ですね。久しぶりに株価が値上がりして今年は含み益になる人も多いですから、来年からの増税を考えると今年中にクロス取引で取得価額を上げておいた方がいいですね」
- 社長 「それなんだけど、何か注意点はある？」
- 花野 「まず、売った日に買い戻すのではなく、翌日に買い戻す必要がありますね」
- 社長 「そうなんだ。それから」
- 花野 「次に、一般口座の場合は最終12月30日の約定でもOKですが、特定口座の株式は受け渡しが行われる必要があります。つまり12月25日までに約定する必要があります」
- 社長 「そうなんだ。株価を見ながら早めに売買することにしよう。ところで、最近NISA(ニーサ)とかいうのがよく宣伝しているよね」
- 花野 「日本版少額投資非課税制度ですね。」
- 社長 「証券会社から勧められているんだけど、どんな感じかなあ？」
- 花野 「NISA口座の株式の配当や売却益が非課税になりますが、損が出た時に損益通算したり繰り越すことができません」
- 社長 「そうするとNISA口座に入れる銘柄は、値下がりしにくいものにしなないとイケないね」
- 花野 「利用される場合にはそうですね」

■【今月のキーワード】

NISA(ニーサ)

NISA(ニーサ)とは、平成26年1月から始まる少額投資非課税制度のことをいいます。証券会社や銀行、郵便局など金融機関で、少額投資非課税口座(NISA口座)を開設して上場株式や株式投資信託等を購入すると、本来20%課税される配当金や売買益等が、非課税となる制度です。購入できる金額は年間100万円までで、非課税期間は5年間です。ただし、損失が発生した場合には、他の口座の上場株式等の譲渡益と通算したり、繰り越したりすることはできません。

■【今月の1冊】

『日本一ダメ会社 放置自転車で10億稼ぐ!』

稲本 勝美 著
こう書房 ¥1400

成功した社長の本は、世間で数多く出版されています。その中で経営上の失敗も語れることもありますが、そうは多くありません。

しかし、この本では失敗のオンパレードです。ほとんどは従業員の失敗ですが、根本的な原因は社長にあります。すべてを包み隠さず、これほど失敗が書かれた本は珍しいです。中小企業の経営者にお勧めに1冊です。



■【編集後記】

ここ数年、高校の同窓会(学校全体)に出席しています。そしたら同窓会の会長から間違いメールで役員会のお知らせが届きました。どうも役員と誤認されたようです。同窓会のときに間違いを指摘すると、成行きで役員にさせられました。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 81 (毎月1日発行)

- 定価：2,400円/年 ●発行日：2013.12.1 ●発行人：花野康成
 - 編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア
- 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F
TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808
<http://homepage3.nifty.com/binspire/>